

ミニホイールローダ 一式 交換契約  
仕様書

国立大学法人北海道国立大学機構

帯広畜産大学

## I. 交換（納入）物品名及び数量

ミニホイールローダ 一式

（構成内訳）

- ・ミニホイールローダ車体（除雪仕様車） （1）
- ・バケット （1）
- ・タイヤチェーン （1）

## II. 納入場所

帯広畜産大学本部車庫

## III. 納入期限

令和8年1月15日

## IV. 技術的要件の概要

- （1） 本件調達物品に係る性能、機能等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）はVII. に示すとおりである。
- （2） 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- （3） 技術的要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- （4） 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学が指定する技術審査職員が、入札物品に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- （5） 入札物品は、原則として入札時点で製品化されていること。なお、入札時点で製品化されていない物品が含まれる場合には、納入期限までに製品化され、本仕様書に示す技術的要件を全て満たすことが可能であることを証明する技術的資料、開発計画書及び確約書等を併せて提出すること。

## V. 提案に関する留意事項

- （1） 提案に際しては、入札物品が本仕様書の技術的要件をどのように満たしているか、あるいはどのように実現しているかを要求要件の項目ごとに対応させ、具体的かつ分かりやすく記載すること。従って、提案の根拠が不明確な場合や、説明が不十分である場合は、本学が指定する技術審査職員において、技術審査に重大な支障があると判断し、技術要件を満たしていないものとみなし不合格とするので、十分留意すること。
- （2） 提案に際しては、本仕様書の技術的要件の各項目とそれに対応する提案内容を明確かつ簡潔に示した対照表を添付すること。（提出書類にある入札機器の技術仕様書のことをいう）
- （3） 入札機器の技術仕様書においては、入札物品が本仕様書の技術的的要求要件を満たしていることを提出資料のどの部分で証明できるか、参照すべき個所を対照表に明示すること。参照すべき個所が、カタログ・性能仕様書・説明書

等である場合、アンダーラインを付したり、色付けしたりするなどして該当部分を明示すること。

- (4) 提案された内容に関して、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので誠実に対応すること。
- (5) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

## VI. 技術的要件

【例示品】 下記要件を満たす製品の例は以下のとおりである。

(株) 小松製作所 (コマツ)	WA40-8
(株) クボタ	R530E
日立建機 (株)	ZW40-5B
日本キャタピラー合同会社	902C2

### (1) 本体に関する要件

- (1) -1 エンジン出力は27kW (36.7PS) 以上であること。
- (1) -2 総排気量は1,600cc以上であること
- (1) -3 機体質量 (アタッチメント除く) は3,000kg以下であり、バケット装着時においても小型特殊自動車の規格に収まること。
- (1) -4 除雪仕様車であること。
- (1) -5 走行駆動系はHST駆動であること。
- (1) -6 キャブ仕様であること。
- (1) -7 キャブは転倒時保護機構 (ROPS) 及び落下物保護構造 (FOPS) を有すること。
- (1) -8 ダンピングクリアランスは2,200mm以上であること。
- (1) -9 バケット容量は0.6m<sup>3</sup>以上であること。
- (1) -10 特定特殊自動車排ガス2014年基準適合車であること。

### (2) 附属品及び装備品に関する要件

- (2) -1 サスペンションシートを備えていること。
- (2) -2 キャブ上部にLED作業灯 (前2個、後2個) を備えていること。
- (2) -3 スノータイヤを付属するものとし、サイズは15.5/60-18 8PRとすること。
- (2) -4 エアコンを備えていること。

## VII. 交換のために引き渡す車両 (下取物品) の概要

メーカー、機種及び数量	: 日立建機 LX15SL 1台
車種	: 小型特殊自動車
標識番号	: 帯広市緑 2577
購入年月	: 平成12年3月
アワーメーター	: 3,919Hr ※車両交換時まで使用する。

## VIII. 交換場所

II. 納入場所と同じ

## IX. 交換期限

III. 納入期限と同じ

## X. 代金の支払

代金は物品の納品検査完了後、1回に支払うものとし、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

## XI. 設置条件及びその他の事項

- (1) 搬入、組立、据付、調整等は、納入者の責任において行い、その費用はすべて本調達に含むものとする。
- (2) 納入物品は、完全整備のうえ、道路運送車両法をはじめとする日本国法令の保安基準に適合していること。
- (3) 納入物品は、令和6年以降に製造された未使用車であること。
- (4) 納入物品は、小型特殊自動車の標識交付を受け、標識を取付した状態で納車すること。
- (5) 下取物品は、供給者が直ちに廃車手続又は、名義変更手続を行い、それらの手続を確認できる書類の写しを提出するものとする。
- (6) 納入時に納入物品の使用方法及び一般的保守について、十分な説明を行うほか、使用者が取扱要領を修得するまで責任をもって支援するものとし、これに要する経費は供給者の負担とする。
- (7) 納入後の使用において問題が生じた場合又は支援の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (8) 納入後1年間は無償保証期間とする。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、国立大学法人北海道国立大学機構が定める物品供給契約基準に基づき納入することとし、明記なき事項については、双方協議して定めるものとする。